

ムスリム同胞団と コオプテーションの政治

浜中新吾(山形大学)

teamwork

報告のアウトライン

- はじめに
- 1. 体制存続とコオプテーション
 - 1.1 政府とイスラーム主義運動
 - 1.2 コオプテーションの政治
- 2. 事例研究
 - 2.1 ヨルダンにおけるコオプテーションの政治
 - 2.2 エジプトにおけるコオプテーションの政治
- 結論

はじめに

- 世紀を超えて生き残る独裁的権力構造の実験室-比較政治学上の貴重な観察対象
- イスラーム運動に対する理論的アプローチの意義
 - イスラーム地域研究(上智拠点)今年のテーマ
 - 普遍性と特殊性の切り分け
 - 比較可能な視点の提示
 - 理論化

はじめに

- 権威主義体制の持続メカニズムを解明する目的で政府とイスラーム主義運動にアプローチする研究は低調
 - (理由1) 権威主義体制の持続性に注目が集まるようになったのは最近
 - (理由2) 現状分析は政治的自由化と自由化後退の交錯状況の解説に力点をおいている
 - (理由3) 交錯状況の中、しぶとく続く権威主義体制に対して一貫性のある議論は困難

本研究の目的

- 中東における体制持続メカニズムの解明
- パズル
 - なぜ中東諸国の政府が反体制的な野党の存在を許し、一定の範囲で立法過程への政治参加を認めるのか？
 - 反体制組織に政治参加を許せば、一気阿世に民主化へと突き進むのでは？
 - 現実にはそうならない…なぜ？

1. 体制存続とコオプテーション

- キーコンセプトは「コオプテーション」
- コオプテーションとは？
 - 「反体制勢力の取り込み」の意味で使われることが多いようだ
 - 単なる分析概念としてではなく、モデルによるアプローチを試みる
 - 多面的な記述モデル…概念の寄せ集め
 - フォーマル・モデル…概念の操作によってモデル全体の挙動を知ることができる

1.1 政府とイスラーム主義運動

- 先行研究のアプローチ
 - Lust-Okar(2005)の「競合構造」
 - 一般性・普遍性の追求、比較可能性の提示という観点から評価できる
 - キファーヤ運動以降のエジプトをうまく説明できるのか？
- コオペレーションの概念
 - 独裁制を持続させる戦略的手段

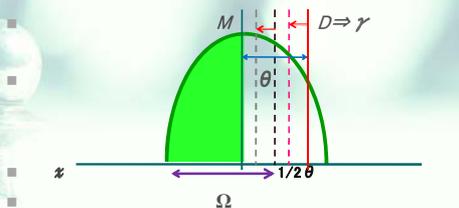
teamwork

1.2 コオペレーションの政治

- Gandhi-Przeworski Model
- 権威主義体制における議会の意義
 - 利権配分の場合
 - 政策的妥協の場合
- 「野党勢力に議会での政治活動を認める代わりに反抗を抑え込む手法」をコオペレーションと定義する

teamwork

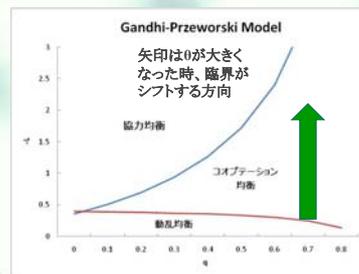
政策空間における独裁者の妥協



- 独裁者が政策選好をDから左側へ妥協する(γ)と、 $1/2\theta$ も左側にシフトして、独裁者の支持が増える

teamwork

モデルの可視化(グラフィクス)



teamwork

2. 事例研究

- リサーチ・デザイン
- ヨルダンとエジプトの定性的研究
 - イスラーム主義の議会勢力(従属変数)
 - ヨルダン...衰退傾向
 - エジプト...拡大傾向
 - しかし両国とも体制は持続
 - 経済構造調整、民主化の圧力(統制変数)
 - コオペレーションのタイミングと程度(独立変数)
- 検証の手法...過程追跡(Process Tracing)

teamwork

2.1 ヨルダン

- 同胞団と政権との関係...良好
 - 王制の危機回避にヨルダン同胞団が協力
 - 転機...1980年代の「社会契約」の破綻
- ↓
- 議会政治の再開...「中東の民主化」と喧伝される

teamwork

2.1 ヨルダン 1989年

- 下院選挙の再開決定と西岸の主権放棄
 - マーン暴動 → 選挙実施の前倒し
 - ムスリム同胞団は選挙に参加
 - イスラーム主義勢力は80議席中34議席
 - 当時の投票方式は連記制
- ↓
- 同胞団に有利に働く

teamwork

2.1 湾岸危機と同胞団員の入閣

- 湾岸危機の勃発→ヨルダンとしては挙国一致体制で臨む
- 同胞団から下院議長、5人の閣僚を出す
- これは明確なコオプテーション
- 選挙での勝利・・・q(確率で表現した野党の力)
- 湾岸危機による体制の動揺・・・| -L | の減少
- 国民憲章の起草過程にも参加

teamwork

2.1 コオプテーションの終わり

- 湾岸戦争後、国王は中東和平構想に参加する方針を示し、同胞団の路線とは相容れなくなる
- 政治的自由化は完成
 - 国民憲章・戒厳令の撤廃・政党合法化
- 戦争終結後の6月に内閣は解散
- 「通信・出版法」の制定と選挙法の改訂

teamwork

2.1 下院選挙の投票方式変更

- 連記制から単記制(SNTV)へ
- M+1法則(デュヴェルジェ法則の一般化)
- SNTVは多党制を生み出しやすい
- 票割り問題とクライエントリズム
- パレスチナ問題と経済政策をめぐる対立
 - θ の拡大→qの減少・| -L | の回復により、コオプテーションの必要がなくなる
- 当局による野党勢力への抑圧が強化

teamwork

2.1 ヨルダン同胞団の凋落

- 1997年選挙をボイコット
- 2001年に予定されていた選挙は2003年に延期される→同胞団が政治過程に復帰
- 2007年選挙で獲得できたのは全110議席中6議席のみ
- ヨルダン王制は危機的状況を同胞団へのコオプテーションで乗り切った
- 危機を回避した後、イスラーム主義勢力の影響力を切り崩すことに成功した

teamwork

2.2 エジプト

- 王制時代は同胞団と青年将校団は協力関係にあったが、ナセル政権期に弾圧される
- サダトは自らの権力基盤を固めるために同胞団に協力を求める
- エジプト同胞団はサダト政権の正当性を受容する
- 非合法団体であるにも関わらず、公然と活動を再開する

teamwork

2.2 イスラーム法の実施問題

- エジプト同胞団の基本的な政治的主張
- サダト政権期の政治的争点
- 共和国憲法におけるイスラーム法の位置づけが「立法の主たる源泉のひとつ」から「主要な源泉」へと変更・・・政権の政策的妥協
- 私的關係法とキャンプ・デービッド合意
- 憲法改訂は困難な状況の打開には結びつかず・・・サダト暗殺へ

teamwork

2.2 ムバーラク政権の正当性

- 「法の支配」に従う合法性(合法的支配)
- 「権力の溜め」という多様な正当性の源泉
 - 「国民対話」・・・重要な政治改革を取り決める
 - 在職者が有利な制度設計をする場？
 - コオプテーションとしての「国民対話」
 - 「国民対話」の開催動機・・・正当性の回復
 - 公安機関による取り締まりで危機を乗り切るのは危険・・・ | -L | の低下

teamwork

2.2 コオプテーションと同胞団

- 国民対話において、同胞団はコオプテーションの対象ではない
- 同胞団抜きの話し合いで決定された大統領選挙の複数候補制への移行は、野党勢力に対する政策的妥協である
- エジプト同胞団に対するコオプテーションは慎重にコントロールされている
 - 人民議会選挙への出馬は無所属としてなら可
 - 依然として非合法状態に置かれている

teamwork

2.2 議会政治における同胞団

- 88名の議員で院内会派を形成
- 保健委員会のポストを得る
- 広範な政策領域で発言・異議申し立てを行う
- メディア法改訂法案・憲法改訂法案は同胞団会派の反対もむなしく、議会を通過
- 改訂憲法の条項は同胞団対策の側面を持っている
- コオプテーション均衡への囲い込み

teamwork

結論

- 中東諸国の政府が反体制的な野党の存在を許し、一定の範囲で立法過程への政治参加を認めるのはなぜか？



- 野党の議会進出は政権が仕掛けたコオプテーションであり、政策的妥協や取引によって体制存続に協力させることができるから

teamwork

結論

- アラブ諸国における議会政治や選挙の実施は、民主化・政治的自由化の発露のように見える
- しかしながら、野党勢力に対するコオプテーションと抑圧/排除が権威主義体制を持続させる均衡状態を作り出している、というのが実態だろう。

teamwork